

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の特別徴収開始通知書を送付

4月から保険税(料)を年金天引きで納めていただく方に、次のとおり、「令和7年度の特別徴収開始通知書(仮徴収)」を送付します。届きましたら通知書を確認してください。

	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
送付時期	3月下旬	2月中旬に送付済	3月下旬
送付対象	国民健康保険加入者のいる世帯主 ※加入者に個別に送付はしません。	4月から新たに特別徴収で納めていただく被保険者(75歳以上の方) 前年度から特別徴収の方には、本通知書は送付しません。令和6年7～8月に送付した「特別徴収開始通知書(本徴収)」をご確認ください。	4月から新たに特別徴収で納めていただく被保険者(65歳以上の方(第1号被保険者))
問合せ	住民ほけん課 ☎991-1868(国民健康保険) ☎991-1884(後期高齢者医療保険)		いきいき福祉課 ☎991-1886

特別徴収(年金天引き)とは？

年6回の年金支給月を納期とし、①仮徴収、②本徴収として、保険税(料)を年金支給額からの天引きにより納めていただく方法です。

①仮徴収とは？

保険税(料)額は、被保険者の前年の所得等に応じて決定されますが、保険税(料)額が決定するまでの4月、6月、8月は、前年度の保険税(料)額をもとに仮で算定して、年金支給額から天引きします。

②本徴収とは？

前年の所得等に応じて決定した年間の保険税(料)額から、仮徴収で納めていただいた保険税(料)額を差し引き、残った額を10月、12月、2月で年金支給額から天引きします。

特別徴収(①仮徴収)			特別徴収(②本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
前年度の保険税(料)額をもとに仮で算定した額を年金から天引き			[年間保険税(料)額－仮徴収合計額]÷3の額を年金から天引き		

3月24日からパスポートが変わります

問合せ 住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎991-1866

国の制度改正により、偽造・変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」の発行が開始され、パスポートが大きく変わります。それに伴い、令和7年3月24日以降に申請するパスポートの発給手続きについて、以下の点が変更となります。

1 手数料

申請方法により旅券発給に必要な県手数料が変わります。

申請の種類	手数料	
	現行	変更後
書面申請	2,000円	2,300円
オンライン申請	2,000円	1,900円

【国手数料との合計額】

パスポート種類	現行	変更後	
10年	16,000円	書面申請	16,300円
		オンライン申請	15,900円
5年	11,000円	書面申請	11,300円
		オンライン申請	10,900円

2 戸籍謄本の提出

オンライン申請の場合*のみ戸籍謄本の提出が不要となります。書面申請は引き続き戸籍謄本の提出が必要です。

*オンライン申請は、申請時の来庁は必要ありませんが、交付は埼玉県パスポートセンターでの受取りとなります。

3 申請から交付までの期間

偽変造対策を強化するため、国立印刷局で集中して作成することとなり、現在より印刷や輸送に要する時間が多くなります。このため、海外旅行や海外出張を予定されている方は、お早めにパスポートを申請してください。

▶(現行)1週間程度 → (変更後)2週間程度